

第77回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和6年6月17日 開会

伊方町議会

第 77 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 6 年 6 月 17 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	6 月 17 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 6 番 清家慎太郎 7 番 福島 大朝 8 番 山本 吉昭 9 番 小泉 和也 10 番 中村 敏彦 11 番 吉川 保吉 12 番 阿部 吉馬 13 番 菊池 隼人
欠席議員	なし
欠 員	14 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 浅海 恒成
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介 長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 瀬 戸 支 所 長 三好 要 建 設 課 長 辻 龍彦 会 計 管 理 者 三好 利文 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 上 下 水 道 課 長 山内 清秀 中 央 公 民 館 長 山本 宏貴
町長提出議案の項目	報告第 1 号 町長の専決処分事項報告について 報告第 2 号 町長の専決処分事項報告について 報告第 3 号 令和 5 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第 4 号 令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について 議案第 35 号 町長の専決処分事項報告について （伊方町税条例の一部を改正する条例制定） 議案第 36 号 町長の専決処分事項報告について （伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定） 議案第 37 号 町長の専決処分事項報告について （伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定） 議案第 38 号 町長の専決処分事項報告について （令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号））

	議案第 39 号 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について	
議員提出議案の項目	議員派遣の件	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則第 127 条)	
	7 番 福島大朝議員	8 番 山本吉昭議員

# 伊方町議会第 77 回定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 6 月 17 日(月)

午前 10 時 00 分 開議

## 1 開会宣告

## 1 町長招集挨拶

## 1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 町長の専決処分事項報告について (報告第 1 号)

第 6 町長の専決処分事項報告について (報告第 2 号)

第 7 令和 5 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について (報告第 3 号)

第 8 令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
(報告第 4 号)

第 9 町長の専決処分事項報告について  
(伊方町税条例の一部を改正する条例制定) (議案第 35 号)

第 10 町長の専決処分事項報告について  
(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) (議案第 36 号)

第 11 町長の専決処分事項報告について  
(伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正  
する条例制定) (議案第 37 号)

第 12 町長の専決処分事項報告について  
(令和 6 年度伊方町一般会計補正予算(第 1 号)) (議案第 38 号)

第 13 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について (議案第 39 号)

第 14 議員派遣の件

## 1 散会宣告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第77回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、13名であります。よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 本日、ここに、伊方町議会第77回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。

また、日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まずは、佐田岬半島ミュージアムについてでございます。ご案内のとおり、今月1日、来場者数が、昨年8月のオープンから僅か10ヶ月で10万人に達しました。多くの方々にお立ち寄りいただき、佐田岬半島の文化や歴史に、興味を持っていただくきっかけを作ることができたことは、十分な成果であると受け止めております。今後も創意工夫を凝らした展示やイベントを通じて、町内外から多くの方々に訪れていただけるよう、魅力ある施設の運営に努めてまいります。

また、人口減少対策が喫緊の課題となっており、昨年度を人口減少対策元年と位置付け、子育て支援をはじめ様々な取り組みを行ってまいりました。中でも、町有施設を有効活用するための、民間活用提案におきましては、コールセンターやIT企業、民間賃貸住宅、地元企業の冷凍物流倉庫の誘致など、短期間のうちに多くの成果が得られたわけでございます。今年度は2年目になりますが、引き続き、町の人口減少対策重点戦略に基づいて、産業と雇用の創出、住宅の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、デジタル政策についてでございます。昨年度、町のデジタル推進計画を策定し、人口減少対策と同様に、今年度は2年目にあたります。主な取り組みとしましては、昨年度、顔認証による買い物支援の実証実験を行い、今年度はその実装に取り組んでいるところでございます。現在の登録者数は約1,000人、登録店舗数は約20店舗で、まだまだ目標数には届いておりませんが、今後も地道な啓発活動に取り組んでまいります。また、買い物支援を入りに、医療との結びつきや災害時の避難を円滑に行うための仕組みなど、住民の利便性向上に繋がるような、追加機能の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に災害対策についてでございます。本年1月の能登半島地震に続いて、4月には愛媛県内で最大震度6弱の地震が発生するなど、改めて自然災害の怖さと、災害はいつ起きるか分からないということを肝に命じた次第でございます。

町では、大規模災害に備えるため、木造住宅の耐震改修や空き家解体の補助率の嵩上げ、簡易トイレ、給水タンクなどを整備する他、家庭用冷凍庫、発電機、蓄電池を購入する際の補助制度を創設し、住民の防災意識の向上に努めているところでございます。

また、国におきましては、能登半島地震を教訓として、全国の半島地域の防災対策を、強化する方針を示しております。町としましても、佐田岬半島の防災の在り方について、再度、見直す必要があると考えておりますので、今後の国の検討状況を、注視してまいりたいと思います。

次に、今定例会の補正予算に盛り込んでおります、主な取り組みといたしましては、柑橘類の搾汁設備を拡充するための基本設計費、原子力災害が発生した場合の避難を円滑に行うための町道整備費、住民の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るための救急医療用ヘリポートの整備費などを計上いたしております。

さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、

- ・専決の報告 2件
- ・報告 2件
- ・条例の専決 3件
- ・予算の専決 1件
- ・条例制定 1件
- ・補正予算 2件
- ・契約 5件
- ・財産の取得 1件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

### 議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番福島大朝議員、8番山本吉昭議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（菊池隼人） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月17日から6月21日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（菊池隼人） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から、定期監査報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（菊池隼人） 日程第4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告書一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、加藤智明議員、田村義孝議員、木嶋英幸議員、清家慎太郎議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し1つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、加藤智明議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般通告にしがいまして、質問をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

先程、町長の挨拶にもありましたが、防災対策についてお尋ねしたいと思います。

本年の元日に能登半島地震が起これ、災害関連死を含めると200人以上の方が亡くなられ、甚大な被害を及ぼす災害が起きました。

また、道路等の寸断も多く、多くの場所で発生し、地震による地盤の隆起で、川から水を汲み上げることができなくなり、瓦礫に塞がれて防火水槽が一部使えなくなるなど、消火活動を困難にしたといわれ、水道の供給復旧に至っては多くの地域で1ヶ月以上掛かったと聞いております。

半島の地形による脆さが浮き彫りとなった災害となり、改めて備蓄等の事前準備が必要だと痛感した矢先に、4月17日に愛媛県でも震度階級を導入した1996年以降では初めてとなる、震度6弱の地震が発生し、南海トラフにも繋がるのではないかと、緊張が高まりました。

幸い伊方町内では大きな被害はなかったようですが、リアス式海岸の海岸沿いや、急峻な地形をしている奇異な環境に点在する集落は、能登半島地震同様に交通・通信等のライフラインの途絶により完全孤立することが懸念されます。

自然災害は防ぐことはできません、災害が起こった時、生き残るために何が必要で、どう対応するかだと思います。

そこで伊方町が、今現在、もしくは今年度、南海トラフ等の大規模災害が起きた場合に準備・対策されていることをお尋ねします。

まず1つ目に、災害が起きた時に必要だと言われるのが、水と食料で、1人当たり1日3リット

ルの水と非常食 3 日分が必要だと言われてはいますが、町民の皆様にも事前に備蓄や準備を促す活動はされているのか、伊方町では水や非常食をどの程度備蓄されているのかお尋ねします。

2 つ目に、道路等が寸断された場合、孤立した集落に対する支援をどう考えておられるのか。

3 つ目に、避難所での生活となった場合に必要なのが、トイレやプライバシーの確保だといわれていますが、水道や電気が使えなくなった場合の避難所生活について、どのような対策準備をされているのかお尋ねします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱 1、防災対策についてのご質問にお答えいたします。

議員からご紹介のあったとおり、能登半島地震においては、甚大な被害が発生するとともに、今もなお避難所での生活を余儀なくされている方々がおられます。また、被災地への愛媛県からの対口支援が 5 月 31 日をもって終了し、県の被災地支援本部も解散となりましたが、その直後の 6 月 3 日の早朝には、震度 5 弱の地震が発生するなど、まだまだ予断を許さない状況にあります。

愛媛県内におきましても、4 月 17 日の深夜、震度 6 弱を観測する地震が発生し、幸い本町においては被害がなかったわけですが、改めて、災害はいつ起きるか分からないということと、半島防災に備えることの重要性を再確認した次第でございます。

ご質問 1 点目の、町民の皆様への備蓄を促す活動と町の備蓄状況についてです。

町では、約 1 週間分の飲料水や食料品の備蓄を推奨しており、3 日分を町が、3 日分を住民自身が備蓄することを呼びかけております。このような観点から、新たな取り組みとして、家庭用の冷凍庫や発電機、蓄電池を購入する際の補助制度を創設するなど、更なる備蓄促進に努めているところでございます。

町の備蓄状況につきましては、全町民の 3 食 3 日分の飲料水と非常食を備蓄しており、消費期限の数ヶ月前には防災訓練やイベントなどで試食を兼ねて町民の皆様へ配布し、毎年不足分を買い足すという取り組みを継続しております。

この他、給水タンクや非常用飲料水袋の整備を行うなど、佐田岬半島の防災力強化に努めているところでございます。なお、これらの防災情報につきましては、改めて広報 8 月号の別冊版として纏め、配布する予定としております。

2 点目の、道路が寸断された場合の孤立集落に対する支援につきましては、空路や海路が重要な避難手段となります。

原子力防災訓練におきましても、陸路が寸断された場合を想定し、ヘリコプターや船舶による住民避難を行うなど、多様な避難体制を確認しているところでございます。特にヘリポートの必要性については公約として掲げておまして、平成 29 年度に行った調査の結果、町内に 41 箇所の離着陸可能地点があることを確認しております。

またこの内、学校跡地や防災センターなど 8 箇所にヘリポートマークを整備し、平常時の救急医



療や災害時の避難体制を強化しているところでございます。

最後に3点目の、避難所生活における対策や準備についてです。町では、避難所生活を円滑に行う対策として、プライバシー確保のためのテント型のパーテーション、電源確保として非常用発電機、水の確保については、先程も申しましたとおり、3日分の飲料水を各避難所へ配備しております。

また、水がなくても使える簡易トイレや給水タンク、非常用飲料水袋を各避難所へ整備することとしております。

更に今後、各集落の井戸などの水源に関する調査を行い、災害時に活用できるよう、補修等を検討することとしております。

この他、能登半島地震において、一時、固定電話や携帯電話などが使えなくなったことを教訓として、災害時の通信手段の確保なども検討してまいりたいと考えております。

今後も、防災対策に終わりなしという意識のもと、半島防災に必要なニーズを的確に把握しながら、防災・減災対策に積極的に取り組み、住民の安心・安全の確保に努める所存でございます。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） 町の方が、ある程度備蓄を準備されているのはよく分かりました。

まず1つ、給水の準備をされていると答弁がありました。これは何箇所、どれくらいの量を備蓄されているのか。そして、町の方が3日分、町民の方も3日分、確保してほしいということですが、道路の寸断で配給が遅れる可能性が十分あります。町が3日分確保してもですね、配給が遅れが出ることも十分予測されますが、それは各集落に用意されているのか、その辺りもお願いいたします。

そして、2つ目のヘリポートです。準備されているとのことですが、ヘリポートへの道が寸断されたり、そういったことで行けなくなる町民の方も、少なからずいると思います。そういったところで、道を広げたり、土砂崩れ対策とか、寸断されにくい計画をされているのかもお尋ねいたします。

最後に、避難所生活についてです。テント型のパーテーションを準備されていると聞きました。簡単に作れて凄く便利なものだと私も聞いていますが、何箇所くらいに、どれくらいの数を用意されているのか、お尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱1再質問に対する、理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 具体的な数量等につきましては、担当課から答弁させていただきます。

町としましては、全ての災害に対応できるということは不可能だというふうに思いますが、「少しでも災害の被害を小さくするには、どうすれば」ということを、常に念頭に置きながら、道路対策、食料対策、あるいは避難所対策等々、日々実証を行いながら、改善を行っていく。少しでも被害の軽減に努めていくということで、取り組んでまいりたいと思っております。具体的なものについては、担当課から答弁させていただきます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 給水の数ですが、避難所に、31箇所に分けて置いてあります。食料もそうです。パーテーションの方ですけど、全部で100しかないなので、主要な大きな避難所に分けて、10箇所に置いてあります。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩いたします。

（休憩 10：21～10：21）

○議長（菊池隼人） それでは、再開いたします。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 道路の防災対策の関係でございます。

現在、町内の道路網は、半島の頂上部を走る国道197号線を軸とし、各集落を結び瀬戸内海側を走る県道と、宇和海側を走る町道の基幹3ルートで形成されております。このため、優先度の高い集落間を結ぶ主要幹線に重点を置きまして、拡幅や防災工事を進めるとともに部分的な待避所の設置や地区内の防災力向上を目的とし、道路新設の整備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） まずは、水等の部分なんですけど、給水タンク等、少し分かりにくかったんですが、これは避難所に行かないとももちろん貰えないんですけど、各地区の避難所という理解でよろしいでしょうか。中々、給水取りに行けない方もいると思うんですけど、その辺り、どう対応されるのか、お尋ねいたします。

それと、町長の最初の答弁で、井戸の調査もされているとあったんですが、災害が身近になるにつれ、「自分の家でも井戸を掘っておきたい」という方が、ひょっとしたら出てくるかもしれません。そういうところで、個人が井戸とかを掘る場合に補助とかが出るのか、併せてお尋ねしたいと思っております。

道路の改修等ですが、これはもちろん優先順位があつて、優先道路等の対策はもちろんのことだと思います。

ただ、その避難所まで行きにくい集落とかですね、そういった部分に関してはやはり調査していただいて、避難所までスムーズに行けるように。そういった避難所に行きにくい場所も調査されているのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 具体的なことは、また、担当課長から答弁させてもらいたいと思います。

井戸に関してです。まず、地区の古老の方に、その地区で昔使っていた井戸とか、水源とか、そういったことをお聞きさせていただいて、もし整備が必要な場所があれば、整備について相談をして、検討をするということを始めたいと思っております。新たに井戸を掘るという方に対しては、今ご提案をいただきましたので、町として補助すべきかどうかを検討させてもらいたいと思います。

それから、避難所への道路は、もちろん町の方で、少しでも良くなるように整備をしております。やはり住民の方が、1番どこが悪いのか、よくご存じだろうと思っております。

毎年6月末を目途にして、各地区からの要望を取り纏めております。100以上の要望が上がっております。ぜひ、各地区でここを重点的に直してほしいというところがありましたら、地区要望として上げていただきたいと思っております。そういったことを相談しながら、少しでも避難がスムーズにいくように、町としても対応をしております。

以上です。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 給水タンクの関係をお答えいたします。

今現在、5基ございまして、そちらは浄化センターの方に配備をしております。

後、今年度予算にて、給水タンクの方を追加・整備をするようにしております。そちらの方につきましては、今現在の予定ですが、各支所に配備をする予定にしております。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 原子炉災害時の避難等を考えまして、前年度、県と連携して協議を重ねてですね、今年度から緊急避難円滑化事業対策ということで、そういった箇所の拡幅とか、防災工事とか、県が代行して工事を行うんですが、その辺りを進めるようにしております。行きにくい箇所とか、その辺りも、前年度、愛媛県土木部と総務課と協議してですね、優先的な部分からということで、今年度から3年掛けて実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員、一般質問、大綱 1 をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） おはようございます。それでは、議長から許可をいただきましたので、一般質問通告にしたがい、一般質問をしたいと思えます。

串診療所から常駐の医師がいなくなり 1 年が経ちました。従来通り、常駐の医師がいる状態が望ましいですが、医師の確保も全国的に難しくなっており、今後、他の町内の診療所でも同じような問題が上がってくると思われ、新しい医療体制の確立が必要になってくると思えます。

町内の医療体制のロードマップを作成する必要があると思われるが、どのように考えているかお伺いいたします。

また、医療の DX 化は必須だと思えますが、厚労省等の行政からの医療 DX に関する指針に関して伊方町役場ではどのくらい対応できていますか。

そして、医療 DX に関して患者情報の一元化が肝だと思えますが、その対応をする部署や専門的知識を持った人材が必要であると考えますが、その辺りをどうカバーするのか、どのようなお考えでしょうか。

新しい医療体制においては、オンライン診療は有効な手段であると考えます。串診療所では、1 日はオンライン診療をしていると聞いていますが、1 年間運用してみて、メリットや課題点などは見えてきましたか。それらを踏まえて、今後はどのような展開をお考えでしょうか。

救急体制についてですが、救急隊からの情報として、トンネル内では救急車からの生体情報の発信が、伊方町のトンネル内では途切れると聞いており、災害時の移動等にも大きな障害となると思われまます。伊方町の救急搬送体制は長距離になるので、救急車内の患者さんの情報は大切となりますので、町単独の予算で厳しいようでしたら、能登半島の震災や原子力災害等の、避難道等の他の市町での教訓も踏まえて、県や国に対して積極的に、DX インフラ整備に対して、予算要望をあげ、早期の解消に向かっていただきたいと思えますが、どのように考え、どのような動きをしていますか。

以上、5 点について、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱 1、伊方町の医療体制についてのご質問にお答えいたします。

本町では、町民が安心して医療サービスを受けられる体制を整備し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域医療の確保・充実に努めているところでございます。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や全国的な医師不足が深刻な問題となっており、本町の

医療サービスを取り巻く環境は、極めて厳しい状況が続いております。このような中、昨年度、伊方町地域医療検討委員会を設置し、将来を見据えた持続可能な地域医療体制の形成に向けて検討を重ねているところでございます。

まず、ご質問1点目の、医療体制のロードマップの作成につきましては、現在検討委員会において、医療提供体制の現状や医療需要の変化など、地域の実情に応じた医療提供の方向性について、協議を進めているところでございます。したがって、ロードマップにつきましては、その協議結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に2点目の、医療DXに関する指針への対応の件です。現在、医療DXの推進体制として、国が医療DXの推進に関する工程表を策定しております。この中で、現時点で自治体が対応すべきものとして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び自治体システムの標準化・クラウド化が挙げられています。

これらの項目については、現在、関係機関と連携しながら、対応を進めているところでございます。また、その他の事項につきましても、情報収集に努め、町民の保健医療の向上と最適な医療を実現するための基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、患者情報の一元化の対応部署と人材確保の件につきましては、先程の医療DXの推進に関する工程表の中で、全国医療情報プラットフォームの構築が示されております。これは、電子カルテの情報共有サービス構築による、情報共有の拡大やマイナンバーカードによる、情報連携などを実現しようとする取り組みでございますが、町内の国保診療所は、既に、電子カルテを整備済みであり、また、本町の場合、住民の約86%がマイナンバーカードを保有しておられます。

今後の取り組みについては、伊方町地域医療検討委員会のご意見もいただきながら、検討していく必要があると考えており、現時点で、専門部署の設置と人材確保の取り組みを、行う予定はございません。

次に4点目の、オンライン診療の件です。これは、串診療所の診療体制の見直しにあたり、患者の負担軽減を図るための取り組みで、ご相談があった場合に、瀬戸診療所の医師が、病状などを総合的に判断して、対応することとしておりますが、現在のところ、利用者はいない状況でございます。

これは、定期的に瀬戸診療所で直接受診することが必要なため、医師と対面での受診をご希望されているのが現状のようです。しかしながら、オンライン診療は、受診機会の拡大や医師の働き方改革にも繋がる取り組みであり、持続可能な医療提供体制の形成のためにも、遠隔医療に関する県の助言も得ながら、今後も取り組んでいくべき課題であると考えております。

最後に5点目の、救急体制についてです。八幡浜地区施設事務組合消防本部によりますと、救急搬送時の通信は、個人情報を取り扱うことから、携帯電話を利用しているとのことでございます。ご指摘のとおり、本町での救急搬送は長距離になりますので、佐田岬半島で暮らす町民の皆様の安心のためにも、安定した通信手段の確保は必要と考えております。

今後、半島地域での災害及び事故発生時の人命救助の観点からも、消防本部とも連携しながら、

トンネルなど電波の不感箇所の早期改善について、通信事業者をはじめ、関係機関に要望してまいりたいと考えております。

今後とも、国や関係機関の動向に注意しながら、制度の研究に努め、限られた医療資源の中でも、町民の皆様に、質の高い医療サービスが提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 医療の問題は、やはり国や県と連携しながらというところがあります。町単独では、中々難しい部分もあるのかなというふうに思っておりました。国や県と連携すべきところは、着実に連携して進んでいるというような答弁であったように思いましたから、非常に安心をいたしました。

ロードマップについてですが、やはり医師の確保不足というのは、国も医師の確保を進めているような状況ですが、すぐに医師が育成されるわけでもなく、田舎が選ばれるということも、中々難しくなってくるという観点があります。わが町は、県下でも2番目の高齢化率ということもありまして、高齢者の移動手段が減少してくることも、今後、あり得ます。

昨年のでじラボ伊方の初回だったと記憶しているんですが、医療マースというのがありました。

医療マースというのは、医療車両の中に医療機器を搭載した車両のことで、そこに看護師が常駐すれば、電子聴診器などを使って、遠隔医療で医師の診療が受けられるというような取り組みが始まっている地域もあるように、お伺いしました。

今後、移動手段や医師不足の観点からも、ロードマップの中にそういう医療マースの仕組みも導入していくべきだと考えますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 医師の確保対策は、非常に頭を痛めている課題でございます。

年に数回、愛大医学部との協議も行っております。中々、医師を派遣するには色んな障害があるというのも現状でございます。そういった中で、今後の伊方町の医療の在り方は、遠隔診療を含めて、やはりDXという方向かなと思っております。そういった中で、先程も議員から指摘がありました、移動診療車、医療マースのことも、検討の1つであると思っております。

職員も診察室を視察に行っていました。中々、まだ住民に受け入れられているというところまでは、至っていないなという感想であったと思います。

半島の地形を考えます時に、選択肢として、研究はずっと行ってまいりたいと思っております。

全て揃えますと高額になりますので、その辺りの費用対効果も含めて、今後も検討を続けてまい

りたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 私も年を重ねてきて、変化というものに対して億劫になってきました。

やはり高齢者の皆さんが急激な変化に対応していくというのは、かなりの混乱と抵抗があると思います。町長も先程言われたように、半島の地形等を考慮していただいて医師の確保ができれば、それに越したことはないんですけど、医師の確保と併せて、医療マースの導入を含めた、ロードマップを描いていただくということをお願いしたいと思っております。

後、5点目の救急体制についてです。こちら、前回でじらボ伊方に来ていただいた業者の方に尋ねてみました。技術的な問題としては、伊方町の八幡浜消防の通信というのは、音声は消防の音声無線で、心電図などのデータのやり取りは民間の通信会社を介して、行っていると聞いています。やはりトンネルが多いので、トンネル内部での通信が遮断されると、医師とのやり取りが途中で中断してしまって、心電図の波形に影響があった時に、搬送先を変えるとかの判断がしづらくなってしまいますので、そこは改善していただくとうありがたいというお声もありました。

高速道路のトンネル内部でも通信が遮断しない仕組みであるとか、そういうのは現在できています。技術的なことは調べてもらったらと思うんですが、上から衛星通信で飛ばして、トンネルの両サイドに中継器を設けるとか、ケーブルを這わすとかです。

後は、国道ですので、県の管轄・所管の問題があるんだと思います。今、丁度、能登震災の問題もあります。県知事の方も、原子力災害や半島の脆弱性について、心配していただいているところがあって、強靱化についての重点政策も打ち出しています。丁度良い時期ですので、そういうところを強く訴えていただいて、連携をしながら、ぜひそういう通信網の確保というところで、連携の実現をしていただきたいと思いますと思っております。

電子カルテと、マイナンバーや伊方町がやっている顔認証を紐づけるというのは、誓約上、ちょっと色々難しいと思います。先程、説明があったように、電子カルテの各診療所の普及は終わっているわけです。先程町長の冒頭の説明でありましたように、顔認証はお買い物という形で導入・実装に至っています。

いずれは、避難所に避難した際の顔認証による安否確認であったりとか、例えば、持病を持っている方などは、診療所の電子カルテと結びつくことで、持病に対応した薬の確保であるとか、必要な医療体制の整備というのができてくると思います。その辺り、改めてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 医療マースについては、検討委員会の座長の副町長から答弁させていただきたいと思います。

トンネル内の通信網の改良でございますが、技術的には可能だと思います。要は、コストはどうか。

例えば、伊方越に向けての茅トンネルの警報設備を今回やり替えますけども、億単位の金額が掛かっております。半島全体のトンネルにそういった機器を設置するためには、どれくらいのお金が掛かるのか。命には代えられないわけですが、県内全体を見てみますと、高速道路とか主要な道路が先行しているんだろうと思っております。一般道、トンネルに関して、どの程度、トンネルの老朽化対策等も含めて、この分野に投資ができるのか。それは、関係機関とも十分協議をさせていただいて、検討をしてまいりたいと思います。

更に、顔認証について、今後どう活用するのかについてです。究極的には議員ご指摘のようなことに、持っていきたいと思います。

ただ、愛大の先生と話しておりますと、今現在、各地の診療所に行って1番困ることが、電子カルテの仕様がバラバラだということです。その書き込みに対して、先生方が非常に苦勞していることを、お聞きをしました。

町内では、何とかそういった形で統一をさせていただいていると思っております。今度、それを顔認証で活用するためには、先生方のご理解が必要でございます。医療の個人情報をどの程度まで活用できるのかというのは、1つの大きなハードルなのではないかなと思っております。

必要最小限度のこと、アレルギーでありますとか、その避難所で「こういう持病がありますよ」とかには、何とか持っていきたいと考えておりますが、その辺りの個人情報との兼ね合いは十分に注意をしながら、内容を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 移動診療車などの医療マース等につきましては、これは地域医療検討会において検討していく項目の1つに掲げております。その中で、しっかりと検討をしてまいりたいと思っております。

通信の関係、私もでじラボ伊方の方には出席をしておりました。通信の確保というのは、非常に難しい問題がございます。今後とも、国の動向を注視して、検討関係機関、特に消防本部とも連携しながら、検討・研究をさせていただいたらというふうに思っております。

そして、救急医療体制。これにつきましても、現在、この検討会の中で、患者情報等の一元化と共有化の検討を進めております。この点についても、しっかりと検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。



○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

続いて、木嶋英幸議員、一般質問、大綱 1 をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 議長に許しをいただきましたので、一般通告に添って質問させていただきたいと思っております。

まずもって、大綱 1、インフラ整備、今回は特に水道管の耐震化について、お尋ねしたいと思います。

4月24日の愛媛新聞1面に、水道管の耐震化の記事が掲載されており、地震に耐えられる割合を示す、耐震適合率は全国平均42.3%に対し、愛媛県33.6%、県内最低は伊方町の7.7%と報道されました。2022年度末時点のことで1年前ですが、現時点で変化はあるのでしょうか。また、このことに対して、町長はどの様に考えているのかお答えください。

今年1月の能登地震では、甚大な被害が生じ、未だに断水が続いているところがあるのが現状です。今年に入り、頻りに地震発生ニュースが流れ、冷や冷やししながら日々を送られている住民がたくさんおられます。自然には逆らえませんが、万が一の対策は、講じなければいけないのではないのでしょうか。

私は、上下水道の整備は命のパイプであり、町を存続させるための重要課題と思っているが、町長はどう思われているかお尋ねします。優先順位と言わないまでも、この辺りの見解もお聞かせ願います。

昭和60年に国が定めた半島振興法に、ここ佐田岬半島も指定地域となっていると思っております。振興法はかなり優遇されていると思うので、うまく利用できないものではないかと思っております。上下水道の整備でこれからやろうとしていることがあれば、できるだけ具体的にお示しいただけたらと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱1の質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1、インフラ整備水道管の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

まず、現時点での耐震適合率と考え方についてですが、議員ご紹介の令和4年度の耐震適合率7.7%は、水道管全体の中の基幹管路の数値で、令和5年度末は8.5%であり、本町の基幹管路の総延長は、県下で6番目に長い161.2kmでございます。

また、水道管全体の耐震適合率は、令和4年度32.1%、令和5年度は32.5%となります。一方、石川県のデータを見てみますと、令和4年度の耐震適合率は、基幹管路で37.9%ですが、水道管全体では28.9%であり、5月末現在で断水が続いている珠洲市と輪島市の耐震適合率は、基幹管路で

珠洲市が 37.0%、輪島市は 52.7%で、水道管全体では珠洲市が 25.7%、輪島市は 12.9%となっております。

したがって、本町の耐震適合率につきましては、水道管全体では、決して低くはないという状況でございます。現在の水道管は、南予用水通水時に整備された比較的新しいものであり、40年の法定耐用年数に至っていないため、基幹管路の耐震化への交換が遅れており、今後、発生が懸念される南海トラフ地震においては、ライフラインへの甚大な影響が予測されます。このため、被害を最小限に留め、被災したとしても、その程度が軽く、迅速に復旧できる上水道の実現を目指して、令和元年度に重要給水施設管路の耐震化事業計画を策定し、令和2年度から11年度までの10年間で、重要給水施設管路の耐震化率70%を超える目標を掲げ、水道管の耐震化事業を進めていくことにしていたところでございます。

しかしながら、事業実施にあたっては、入札不調や自然条件による施工困難などにより当初の計画どおり実施できなかったことから、令和4年度に耐震化率の目標を40%に改め、この目標達成に向けて、現在、耐震化事業を進めているところでございます。また、万が一の対策としては、全町民の3日分の飲料水を整備している他、給水タンクや非常用飲料水袋、水がなくても使える簡易トイレを整備することとしております。この他、各地区で使われていた簡易水道や井戸等を調査し、災害時に水道が利用できない場合に、生活用水として利用する対策を進めることにしております。

次に、上下水道の整備に関する所感についてです。議員ご紹介のとおり、能登半島地震においては、今もなお、多くの家庭や避難所で水道が使えない状況が続いています。料理や飲み水だけでなく、入浴やトイレ、洗濯や歯磨きに至るまで自由に使用できず、住民は大きな負担を強いられ、不便な生活を余儀なくされることとなります。また、トイレが使えなくなったり排水できなくなると、生活環境の悪化から水源の汚染や伝染病の発生にも繋がる恐れがあります。更に、マンホールの隆起や路面の陥没等による下水道施設の損壊が、事故や交通障害を発生させ、二次災害を招くことにも繋がります。これらのことから、被災者の健康保持と公衆衛生の保全の面からも、私としては、上下水道の耐震化・適正な管理は重要であると認識しており、適切に対応していきたいと考えております。

最後に、半島振興法を活用した上下水道の整備についてですが、半島振興法の事業を進めるにあたり、愛媛県では、八幡浜市、伊方町、西予市の三瓶町部分を対象エリアとした、佐田岬地域半島振興計画を策定しております。この計画に基づいて、これまで、南予用水供給事業や公共下水道事業、集落排水事業などを行ってきたところであります。

また、現在国においては、能登半島地震を教訓として、全国の半島地域の防災対策を強化する方針を示しており、半島振興法の見直しを含めて、災害に強いインフラ整備や、集落の孤立化を防ぐ方策などを検討していくと聞いております。

町としましては、今後の国の検討状況を踏まえて、孤立集落等への対策や、上下水道も含めインフラ整備に反映できるものは積極的に活用し、半島防災対策の更なる強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱1に対する、答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今の町長の答弁は、能登半島の適合率よりも、現状として、伊方は優れているというようなご答弁だったような気がします。しかし、できることなら、私としては、早く2桁の適合率になっていただきたい。かなりの予算も掛かると言われましたし、私もそうだとは思いますが、これまで苦勞されたことも耳にするので、できたら、そういうふうな2桁を目標にやっていたらと思います。

そのうえ、浄水場とか配水池が0%というデータが、県の調査の中であったように思います。これは、僕の見方が悪かったり、月日が経っているのでは、違っているかもしれません。調査のやり方や報告の仕方が、何か問題があれば教えていただけたらと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩いたします。

(休憩 10:56~10:56)

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱1の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 具体的なことは、また担当課の方から答弁させていただきたいと思っております。

適合化率を上げるということは、私におきましても、大きな課題だと捉えております。議員ご指摘のとおり、まだまだ新しい40年の対応年数に至っていない基幹管路とはいえ、耐震に置き換えるというのは非常に重要なことと捉えておりますので、順次進めてまいりたいと思っております。

ただ、事業者が中々、これは発注しても流れたことが何回もございました。そういった点。

それから、工事費をむやみに増やしても、今度は水道料金との兼ね合いが出てくるというふうになっております。その辺りはしっかりと考えながら、利用者負担が極端に増えることがないように、しかも、耐震の向上を目指すという2つの相反する課題でございますけれども、その辺りを考慮しながら、しっかりとした舵取りをしてまいりたいと思っております。

以下は、担当課長から答弁させていただきます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 木嶋議員からありました、浄水場の0%のデータということで、恐らくということで、私の方で判断して、ご回答させていただきます。

恐らく施設の耐震化の方だと思っております。こちらの方ですが、令和4年度に作成をして、大規模地震等において、重要施設を中心に、給水の確保、淡水機関の耐震化を図るため、重要給水施設に供給するラインを構成する基幹施設を優先して、耐震化を図る整備方針のもと、令和7年から16年度までの10年間の計画を作成して、それに基づいて施設の整備を進めていくということにしております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 分かりました。

やはり、これは調査の仕方によっても変わるのかなという気がします。そこらの調査元のところもよくコミュニケーションを図りながら、正しい数字を示していただけるようお願いしたいと思います。

以前、皆さんもまだ記憶に新しいと思いますが、三崎地区において水道管の断裂があり、かなり地域の方にはご迷惑をお掛けしたことがあります。これは半島特有の地形で劣化というよりも、自然災害に近い状態だったんじゃないかなと、僕なりに思っております。町長が言われたように、40年ということでそんなに古くないかなと思いますが、やはり今程言ったような、地形によっても、かなりの難しい問題が出てくると思っております。

かなり費用が掛かります、確かに。町長も言われたように、住民に掛かる負担を少なくするためにも、抑えるところは抑えないといけないと思います。事前の調査で、保全とか、明らかに事前に防げることがないか、やっぱり調査していただきたい。「住んで良かった伊方町」を築くためにも、これは必要不可欠だと思われま。

今言った、三崎地区の部分だけじゃなくて、他にも、定期的に点検したり、少しでも危険を感じるようなところは早く手を打てるようお願いしたいと思います。この点も、今のお気持ちをお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱1の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 数年前の三崎の断水は、南予水道事業の工事に伴って、本線が壊れて、その結果、断水が生じたこと承知をいたしております。南予水道事業の管轄は、南予水道企業団の管轄でございます。町の管轄ではないわけですが、この半島地域には、議員ご指摘のとおり、様々な水道管に対する潜在的な危険が存在しているわけでございます。町で耐震化を図っていく。それは、事業者負担も考慮しながら、精一杯頑張っていくということ、重ねて表明をさせていただきたいと思っております。

○議長（菊池隼人） 以上で、大綱1を閉じます。

木嶋議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 続きまして大綱2、防災についてお尋ねいたします。これは、先程の質問とかなり関連することがあったり、先程の加藤議員と全く同じの大綱になったりしていますから、被るところもいっぱいあると思いますが、ぜひお答えいただければと思います。

二次災害などを少しでも抑えるための施策は必要ではないでしょうか。旧瀬戸地域の避難場所として、町が指定している場所の一部がなくなりました。緊急時に使われるだろうと思われていたヘリポートや、がれき置き場、仮設住宅の設置場所など代替地はできましたでしょうか。

小さいとはいえ、頻発している地震、近い将来起こると言われている、南海トラフが来た時のアフターを、地域住民が非常に心配している声を耳にします。本来なら住民の生活を守るためにも、これを先にしてから進めるべきだったと、今でも思っておりますが、住民の不安を少しでも解消するためにも、今後の方針を明確に示して欲しいと思います。

町長の見解をお尋ねします。そのうえで町独自の避難訓練のマニュアルがあれば、消防団とも連携しながら、見直しや避難道の整備など、考えていただければと思いますが、その点も、お尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱2の質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱2、防災対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、二次災害等への対策につきましては、町では、地震の後に発生する津波や、ライフラインの寸断などの二次災害に備えるため、避難訓練の実施や津波標識・避難路の整備をはじめ、今年度当初予算において、木造住宅の耐震化、危険廃屋の除去に対する補助を手厚くした他、新たに家庭用冷凍庫やポータブル蓄電池・発電機の購入に対する補助を行うとともに、簡易トイレや非常用飲料水袋の避難所への配備など、必要な対策を講じたところでございます。

次に、ヘリポートや災害廃棄物の仮置き場、仮設住宅についてですが、伊方町地域防災計画において、ヘリポートとして指定していた瀬戸球場につきましては、町有施設の民間提案により、冷凍倉庫への活用を決定したことから、その代替地として、航空局の許可を得て、瀬戸中学校グラウンドを災害時等で使用することにしております。

また、隣接する瀬戸テニスコートを、ドクターヘリの離着陸場として新たに整備し、更なる救命率の向上に努めることとしております。なお、事業者からは、冷凍倉庫への備蓄品の保管や、引き続き、敷地の空きスペースを住民の避難場所として活用することなど、災害時の連携協力についてご提案をいただいているところでございます。

また、地域防災計画では、町内において、災害廃棄物の仮置き場につきましては、町民グラウンドなど 68 箇所を、応急仮設住宅は、豊之浦小学校グラウンドなど 9 箇所を候補地に選定していますので、災害時には適切に運用していくこととしております。

更に、安全で便利な都市部への二次避難は有効であることから、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合において、提案し了解を得ており、災害時の相互協力について検討してまいりたいと考えております。

次に、避難マニュアルにつきましては、避難場所や避難ルートなど、地域の実情によって多様な避難方法がありますので、各自主防災会で作成していただくよう依頼しているところでございます。

避難訓練につきましては、災害はいつ起きるかわからないことから、近年、愛媛県が南海トラフ地震を想定した夜間避難訓練の実施を推奨しており、本町におきましても、これまで 2 地区の自主防災会で訓練が実施されております。

今後も一層の取り組みを促すとともに、夜間の避難環境を整備するために、必要な支援を行うこととしております。

また、現在、原子力規制委員会において、能登半島地震を教訓として、原子力発電所の事故時に屋内退避する期間や避難に切り替える判断基準を検討しているところでございます。町では、国の動向を注視するとともに、検討結果を踏まえて、避難計画の見直しなどについて、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、避難道の整備についてですが、町内の道路網は、半島の頂上部を走る国道 197 号線を軸とし、各集落を結び瀬戸内海側を走る県道と、宇和海側を走る町道の基幹 3 ルートにより形成されており、災害の種類を問わず避難ルートとして重要な役割を担っております。

このため、優先度の高い集落間を結ぶ主要幹線に重点を置き、拡幅や防災工事を進めるとともに部分的な待避所の設置や地区内の防災力向上を目的とした道路新設事業に取り組んでいるところでございます。

今後も、防災対策を重要課題の 1 つに掲げ、住民の安心・安全の確保に、より一層努めてまいりたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱 2 に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱 2 の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） まずもって、冒頭に、謝意を申し上げたいと思います。

実は昨日の日曜日に伊方町消防操法大会があり、久しぶりに見させていただきました。日頃の訓練が有事の際には必ず役に立つと、町長も挨拶で話されていました。私もそのとおりだと思います。この日だけでなく、何日も練習され、家族やたくさん周りの方々に支えられたことだと思います。改めて、感謝申し上げます。

さて、これからも、やはり消防団という自治消防は、故郷を守るためにも、ぜひご尽力をお願いしたいと思っております。そういう意味でも、防災と自治消防は切り離せない関係かなと思います。ただ、人口減少により、定数確保はもとより、消防団のない地区もあると聞きました。存続そのものが危惧されているように思います。

そういった点も踏まえて、町として存続していくための、何かしてあげることがないか。これは、質問というよりか、お願いになるかも分かりませんが、今の時点でどのようにお考えか、ご所見お願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱2の再質問に対する理事者の答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

(休憩 11:22~11:30)

○議長（菊池隼人） それでは、再会いたします。

只今の木嶋議員の大綱2の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 通告になかったものですから、考える時間を取らせていただきました。

昨日は、木嶋議員にも消防操法大会をご視察いただきまして、大変ありがとうございました。大変訓練をされた分団の競技であったと思います。優勝した大久分団は県大会に向けて、県の優勝、そして、全国大会へと頑張っていたきたいと思います。

消防団の強化については、ご指摘のように、団員の減少、高齢化等々、様々な課題があります。そういった中で、町でも、資器材の整備、今回も消防ポンプ車を予算に上げさせていただいております。そういったことをはじめ、消防団の皆様方から様々な要望をいただいて、少しでもそれに答えるべく、町としてできる限りのことはやってまいりたいと考えてございます。

地区の防災に終わりはないわけでございます。消防団と地区防災組織が相まって、少しでも住民の安心・安全に起用していただくために、町としても、できる限りのことをやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 昨日、消防団の大会をしていただいて、本当に久しぶりに見せてもらったということもあり、敬意を示したいという思いがありました。質問の通告を出したのが1ヶ月前なの

で、ちょっとここに入らなかったことで、誠に町長にも迷惑を掛けて反省をしております。お答えいただき、ありがとうございます。

再々質問として、我が伊方町は、原子力の立地町ということもあって、有事の際は、必ず原子力発電所抜きでは考えることはできないと思います。迂回する場所も地理的には難しい。発電所より西に住む人は、海路を使い、九州へ避難するしかない状況。大型ヘリの発着場もなくなっています。1人でも多くの住民を避難できるような対策を考えていただければと思っております。

先般、元中学校横のテニスコートをヘリポートに整備するというので、承認をしていただいたと思います。重ねて確認なんですけど、あの場所は大型ヘリポートとしては使えるのでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱2の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） あの場所というのは、テニスコートのことでしょうか、それともどこのことなのでしょうか。

大型ヘリは、離発着はできません。ただし、中学校のグラウンドに中型のヘリ、防災訓練で来ていたのも中型ヘリでございます。それは中学校のグラウンドに、いざという時に離発着できます。

いざという時に道路が寸断された場合、陸・海・空のそれぞれ避難経路、それぞれ検討しております。自衛隊の方からは、ホバークラフトを作れる場所がないか、検討してもらいたいと。かなりの人数がホバークラフトには乗れるそうです。そういったことも併せて、様々の方向性を検討してまいりたいというふうに思っております。

先般、内閣府の方に、ヘリポートの離発着場の整備を、今後も国として検討して進めるようにしていただきたいと、直接要望をしてまいりました。地道な作業ですけども、1つ1つそういった努力を積み重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、木嶋議員の一般質問を閉じます。

続いて、清家慎太郎議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） それでは、議長より許可をいただきましたので、一般通告にしたがいまして、一般質問を行わせていただきます。

大綱1、農産加工物について。

3つの太陽の恵みを受け、また長年に渡り蓄積された技術により栽培された温州ミカン、中晩柑類は伊方町の誇るべき特産品であり、その味が高い評価を受けていることは町内外に広く知られていることとあります。その味をそのままに味わえる加工品としては、柑橘を搾汁したジュースがあり、長期間柑橘のおいしさを味わえる商品として数多くの生産者がジュースを販売されています。



大きく分けてジュース搾汁には圧搾方式、チョッパーパルパー方式などありますが、味やコスト面で近年主流になっておりますのが、インライン搾汁方式であります。同方式は、瞬時に果皮を分離する製法により、外皮の油分が入りにくく、苦みやえぐみ等余分なものが入らないので、柑橘本来の味のジュースが生産できるということで、現在主流の搾汁方式となっており、南予地区では宇和島市や明浜の搾汁施設で導入されておりますが、伊方町には導入されておらず、現在生産者は先述の2施設始め、町外で搾汁している方もおられます。特に外皮の厚い中晩柑では味の違いが顕著に表れ、生産者の間からは、インライン搾汁を待ち望む声をよく耳にいたします。

インライン搾汁工程を町内でできるようになれば、今まで町外事業者に支払っていた搾汁料が町内に入りますし、生産者としても輸送時間の大幅な短縮に繋がり、その時間を栽培作業に充てることができるようになります。またジュースに限らず、柑橘を使った加工品への取り組みは、生果販売のレベルにならなかった柑橘に付加価値をつけた活用になり、生産者所得の向上に繋がると考えます。

投資額は少なくないと思われませんが、伊方町の産業育成のため、また生産者の工数削減や所得向上のためにも、柑橘加工品への取り組みやインライン搾汁方式設備の導入は、非常に有益だと考えます。

そこで質問といたしまして、町としては柑橘加工品への取り組みや、インライン搾汁施設の導入について、どのように考えられておられるかお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の大綱1、農産物加工品の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員ご紹介のとおり、本町の特産品である温州みかんや中晩柑類は、町内外から高い評価を受け広く知られているところであります。しかしながら、人口減少に伴い、農家数や生産者数も年々減少し、後継者不足が大きな課題となっている中、産地を維持し柑橘の生産振興・安定供給を図るためには、ジュースを始めとした、加工品開発などの高付加価値化の取り組みは、重要な対策の1つと考えております。

農水産物処理加工施設につきましては、町が平成9年度に整備し、町及び地元団体の共同出資により設立された第三セクターが指定管理を受け運営しており、柑橘のジュースをはじめ、ゼリーやマーマレードなどの加工品を製造・販売しております。町としましても、柑橘加工品の取り組みを更に進めるため、柑橘の特産品開発・販売の事業提案を目指す、地域おこし協力隊を7月から任用することとしており、その他の加工品も含め、佐田岬特産品促進協議会や関係機関等と連携し、ふるさと納税も活用しながら、加工品の開発や販路拡大を支援していきたいと考えております。

次に、搾汁機につきましては、平成25年度に更新していますが、ベルト搾汁方式であることから、ご指摘のとおり、苦みや皮のえぐみが少ないインライン搾汁方式を好む生産者が、遠方の施設

で搾汁している状況は把握しており、農家の方々からも、インライン搾汁機の導入を求める要望が寄せられていることも聞き及んでおります。

このため、町では、町内の共選長や加工施設の指定管理者等で構成するインライン搾汁施設検討会を立上げ、先進地視察も行い、インライン搾汁施設の整備について、検討しているところでございます。

検討会においては、インライン搾汁機を導入することにより、品種や趣向に合わせた柑橘の搾汁が可能となり、多彩な特産品の開発・商品化や販路拡大の可能性が広がると考えられること、加工用柑橘の収穫も、生産者の所得増加に繋がれば、耕作園地の維持や生産者の活力向上、地域経済の強化が期待できることなどから、インライン搾汁機を導入する方向を決定するとともに、建設場所は、現在の加工施設に隣接する白崎埋立地の一面を候補地とすることとし、施設整備にかかる基本設計の予算を6月補正で計上したところでございます。

今後は検討会を引き続き開催し、施設が備えるべき機能や設備をはじめ、搾汁後の残渣の活用、付加価値をつける加工品の開発、柑橘の魅力発信と原料の安定的な確保と、使用に繋がる取り組み等について検討を行い、基本設計に反映させていきたいと考えております。

町といたしましては、農水産物処理加工施設が、これまで以上に、町内外の方々から利用されるとともに、柑橘加工品の製造・販売等を通じ、生産者の所得向上に繋がるよう、より一層、農家の皆様や企業、関係機関等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、清家議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 生産者の方の需要の強いインライン搾汁機の導入に、前向きに検討されるということで、基本設計予算も計上していただいたということで、大変生産者の方にとっては、ありがたい取り組みだと考えます。

先程のご答弁の中で、地域おこし協力隊も雇用して、付加価値をつける加工品の開発とか、搾汁後の残渣の活用とかも見据えていきたいというふうなご答弁いただいたと思います。もうちょっとその2点について、具体的なお答弁をお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○農林水産課長（林栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林栄作） 失礼します。

伊方町産のジュース商品の開発については、先の町長の答弁にありましたように、柑橘の特産品開発・販売の事業提案を目指す、地域おこし協力隊を7月から任用することとしております。その研究員として、経験のある隊員と連携して、伊方産柑橘ジュースの美味しいを数値化するなど、安

定的な品質を満たす商品開発。

次に、残渣の活用についてでございます。現在の搾汁残渣につきましては、産業廃棄物として、一部を除き廃棄処分されているのが現状でございます。今後の活用としましては、産業廃棄物として処理していたジュースカスを堆肥化し、みかん山に返す循環型の農業への取り組み等、いくつかの活用策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。清家議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） ジュースの取り組みについて、美味しいを数値化するのは非常に面白い取り組みですので、進めていただきたいというふうに思います。

みかん堆肥につきましても、昨今言われている循環型農業ですね、それに対する取り組みだと思っておりますので、力強く推進していただけたらと思います。

最後に再々質問なんですけど、町長におきまして、行政の一次産業に対する取り組み方針というものがありましたら、お答えをお願いします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 一次産業に対する基本的な考え方でございます。伊方町におきまして、基幹産業であります、農業、それから水産業の振興というのは、町にとって、非常に大きな柱であるというふうに考えております。原子力発電所立地町として、伊方原子力発電所との共生と相まって、これからも、町として、しっかり支援をしていくというのを柱に据えて取り組んでいきたいと思っております。

特に農業については、水産業についてもそうですけど、国・県で大きな方向性は示していただいて、大きな事業はお願いをする。特に、国・県等の事業について、しっかりとしたアンテナを張って、補助事業を獲得していくことが、1つ。その事業に漏れた細やかな事業については、町の単独事業として、小さいことでも、少しずつでも現場の声を拾い上げながら、それに答えていく。そのことを基本姿勢として、町の一次産業の振興に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 以上で、大綱1を閉じます。

清家議員、一般質問、大綱2をお願いします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 大綱2、次期町政への展望について。

第2期高門町政の主な事業として、企業誘致などの町有施設の有効活用、移住・定住促進支援センター設置、新規事業支援のいちチャレ、子育て助成拡充、獣肉解体加工設備施設整備、亀ヶ池温泉再建などを行い、また、今後は消防署再編、アグリトピア宿泊棟改修、町民グラウンドの活用検討等の課題があるということをご答弁いただきました。

また、様々な要因での職員数不足への対策、あるいは事業の取捨選択の見極めの必要性がでてきた段階でもあります。同定例会では「残り数ヶ月、全力で町政を運営していく所存である」という答弁でありましたが、いずれの事業も事前企画段階、あるいは仕掛かり段階のものがほとんどであり、それらを軌道に乗せるまで取り組むには、まだいくらかの期間が必要になります。

しかしながら、町長選挙は約3ヶ月後、9月29日に行われます。高門町長が引き続きそれらの事業に取り組むのか、新しい舵取り役に一任するのか、その意思を表明するのは今定例会がまさにその最後の機会であると強く感じております。

大綱2の質問といたしまして、任期という区切りを約3か月後に控えた今、高門町長の次期町政への出馬の意思を含めました次期町政への見解につきましてお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の大綱2、次期町政への展望についてのご質問にお答えいたします。

私の任期も残すところ後わずかとなってまいりました。この8年間は、私にとりまして、何物にも代えがたい充実した時間であったと感じています。8年の期間でやれたこと、上手くいかなかったこと、様々な問題に直面してまいりましたが、何とかここまで辿り着けたのは、これまで私を支えていただいた町民の皆様をはじめ、役場職員の皆さん、家族、全ての関係者の皆様のおかげであると感謝いたしております。そして何よりも、町政の車の両輪として時には厳しく、また時には的確なアドバイスをしていただき、ともに伊方町の発展のため尽力いただいた町議会議員各位に対し深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

今、伊方町は様々な課題に直面していると同時に大いなる可能性を秘めていると感じています。歯止めが利かない人口の減少や少子高齢化により、あらゆる問題が噴出していきます。私は、常々問題解決の鍵は現場にあると伝えていますが、ソフト面やハード面での多岐に渡る課題に対し、町民の皆様の声聞き、的確に反映させながら、しかもスピード感を持った対応が行政に求められています。

また、本町の最重要課題である人口減少問題への対策をはじめ、災害に備えた不断の半島防災対策、原子力発電所の徹底した安全対策、農水産業を始めとする産業振興や観光振興などの行政課題の解決に全力で取り組むと同時に、佐田岬半島の持っているポテンシャルを最大限に引き出し、その魅力を国内外に発信し、地域の発展に結びつけていくことも重要と考えております。

町政のトップを担う町長には、非常に重い役割があると痛感しているところであります。私も任期の終盤を迎えるにあたり、この重責を引き続き担っていけるのか。気力・体力の充実度はどうな

のか。自分自身に幾度となく問いかけてみました。

その結果辿り着いた結論は、3期目の町政を担うべく次期町長選挙に立候補し、町民の皆様のご判断をいただくということであります。今回の選挙は、私自身にとり、県議会議員として19年間、町長として8年間務めさせていただいた人生の集大成と考えています。そして何よりも、これからの伊方町の方向性を決定する大切な選挙であります。

議員各位をはじめ、町民皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、清家議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 様々な課題に直面し、そして、それらに最終決定を下す重責を担うという大きな覚悟をもって立候補をされると言われたその言葉、重く受け止めさせていただきます。

様々な課題の中でも、1番大きいのはやはり人口減少対策だと思います。4月の人口戦略会議で、伊方町は消滅可能性自治体に該当することが示されました。伊方町を含め、このまま地方が衰退していけば、国土は荒れ、首都圏にこのまま収集が続けば、少子化が続き、国が成り立たなくなってしまうかもしれません。

ですので、私達は自分の住む町を再生する。その思いで、町政に協力できるところは協力し、指摘するところは指摘していきたいと思います。

そういう重い決断をいただいて、課題は山積するわけなんですけど、町長が次期町政で、これは最大の目玉としてやりたいという事業・施策がありましたら、お伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 具体的な施策については、いずれ町民の皆様への約束として発表させていただきたいというふうに思っております。ただ、1番大きな課題は、やはり人口減少対策。これは、ありとあらゆるものに繋がっていくと思っています。総動員をして、少しでも人口減少のカーブを緩やかにしていく。非常にこれから縮小をしていく町にとって、重い課題ではありますけれど、それを担ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。清家議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） ありません。

○議長（菊池隼人） 以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 11:59~13:00)

### 報告第1号

○議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第1号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第1号、町長の専決処分事項報告につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

案件名は、公用車の事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は、大洲市内の法人でございます。和解の要旨は、令和6年1月15日、午前8時15分頃、伊方町二見乙798番地1先の路上、鳥津地区集会所付近において発生した公用車の車両事故で、町見老人デイサービスセンター車両が、地区内を港に向かって走行中、前方より走行してきた相手方車両と衝突したものであります。物損事故であり、双方怪我等はございません。

損害賠償の額は27,000円で、専決処分年月日は、令和6年3月5日であります。

なお、こうした事故が起こらないよう、安全運転について、注意喚起をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号、町長の専決処分事項報告についてを閉じます。

### 報告第2号

○議長（菊池隼人） 日程第6「町長の専決処分事項報告について」報告第2号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第2号、町長の専決処分事項報告につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

案件名は、公用車の事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は、宇和島市内の法人でございます。和解の要旨は、令和6年3月26日、午前8時48分頃、伊方町湊浦1002番地11先のオレンジ作業所付近において発生した公用車の車両事故で、オレンジ作業所車両が、道路に出る

際、右方向から走行してきた相手方車両と、衝突したものでございます。物損事故であり、双方怪我はありません。

損害賠償の額は 359,100 円で、専決処分年月日は令和 6 年 4 月 17 であります。

なお、こうした事故が起こらないよう、安全運転について、注意喚起してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 2 号、町長の専決処分事項報告についてを閉じます。

### 報告第 3 号

○議長（菊池隼人） 日程第 7「令和 5 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第 3 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第 3 号、令和 5 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第 76 回定例会でご承認いただきました、令和 5 年度伊方町一般会計繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、5 月 31 日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、タウンプロモーション業務委託以下、3 頁にかけての全 31 事業、翌年度への繰越総額は、4 億 8,900 万 5,621 円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 3 号、令和 5 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを閉じます。

### 報告第 4 号

○議長（菊池隼人） 日程第 8「令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告第 4 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 報告第 4 号、令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第 76 回定例会でご承認いただいております、令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、5 月 31 日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、大浜・中之浜マンホールポンプ等更新工事 1 事業で、繰越額は 1,821 万 6 千円でございます。

令和 5 年度公共下水道特別会計の繰越明許費は、令和 6 年度下水道事業会計へ引き継ぎます。よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 4 号、令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを閉じます。

### 議案第 35 号

○議長（菊池隼人） 日程第 9「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 35 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 35 号、伊方町税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、令和 6 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

主な改正内容は、1 点目に、令和 6 年度分の個人の住民税について、定額による特別税額控除を実施することとされたことに伴うもので、デフレ完全脱却のための一時的な措置として、一定の要件のもと、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき、個人住民税 1 万円の減税が実施されるものでございます。

2 点目に、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和 6 年度から令和 8 年度までの間についても、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとされたことに伴うもので、令和 6 年度の固定資産税の評価替えに伴い、負担水準の均衡化を促進する観点から実施されるものでございます。

なお、この条例は、特段の定めを置くものを除いて、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。



これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 35 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号、町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）は、原案のとおり承認されました。

### 議案第 36 号

○議長（菊池隼人） 日程第 10「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 36 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 36 号、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、令和 6 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

主な改正内容は、1 点目に、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げに係るもので、課税限度額を、22 万円から 24 万円に引き上げるものでございます。

2 点目に、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、被保険者等の数に乘ずべき金額の引き上げが実施されたことに伴うもので、被保険者等 1 人につき、5 割減額の対象については、29 万円から 29 万 5 千円に、2 割減額の対象については、53 万 5 千円から 54 万 5 千円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 36 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号、町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）は、原案のとおり承認されました。

### 議案第 37 号

○議長（菊池隼人） 日程第 11「町長の専決処分事項報告について（伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第 37 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 37 号、伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、令和 6 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

今回の改正は、固定資産税の課税免除に係る適用期限を、伊方町過疎地域持続的発展計画の計画期間の終期となる、令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するものでございます。

なお、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号、町長の専決処分事項報告について（伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定）は、原案のとおり承認されました。

### 議案第 38 号

○議長（菊池隼人） 日程第 12「町長の専決処分事項報告について（令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」議案第 38 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 38 号、令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく、住民支援を行うもので、定額減税の実施に伴う補足給付及び低所得世帯への支援給付に要する経費でございます。

急を要するため、5 月 31 日付けで専決処分したもので 8,219 万円を追加し、総額を 103 億 1,608 万 8 千円とするものでございます。

歳出といたしまして、2 款総務費に、定額減税補足給付金事業 5,311 万 1 千円、3 款民生費に、低所得者支援給付金事業 2,907 万 9 千円を計上いたしております。

これに対します歳入として、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金に、物価高騰対応重点支援地方創

生臨時交付金 8,219 万円を計上いたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 38 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号、町長の専決処分事項報告について（令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号））は、原案のとおり承認されました。

### 議案第 39 号

○議長（菊池隼人） 日程第 13「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 39 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（菊池隼人） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第 39 号、伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、瀬戸テニスコートを廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、名称及び位置を定めております、別表第 1 中、瀬戸テニスコートの項を削り、またテニスコートの使用料を定めております、別表第 5 中、瀬戸テニスコートの項を削るものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、公布の日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 39 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号、伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議員派遣の件

○議長（菊池隼人） 日程第 14「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。この件につきまして、お手元に配布しておりますとおり、派遣することにい

たしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布しておりますとおり、派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。只今決定しました、議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じた場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、議員派遣の内容に、変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

### **散会宣告**

○議長（菊池隼人） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものですが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。18日から20日は、休会。21日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 13時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員